

憲教類典

五ノ
十七六
江戸町
觸

783
2770
55



憲教類典

十五
十六

五十一枚

(杉井)

乙

門 3
番 2770
巻 55

宣卷歌集

五十一卷 (註)

世所書付於中文言是凡不仕之取數之取也
以百有調之入之也



庚午年三月

覺

一 浮物之世合法也よとんせとふめ暇をとりぬ
あまえの如くたづねしと申候へ百歳まで後一切仕
る為の若く育れりのた有しと急度申すこと
いふ所こと、所立、善報念ともいふわす守り
お守りや

文録之度年十月

書

後撰の事 注部初撰の事 兼成法有し 山を
中の人其の人 注部及子代和部 其村し
各五人 注部方 其部し 各五人 注部 其部
中 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
此上 注部 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

元禄二年十二月
書

一 所中 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

一切 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

一 所中 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

一 所中 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し
其部し 其部し 其部し 其部し 其部し 其部し

家之有人能生之也予之了了付也

元禄四年五月

口承家し由石史子絶し其あるに在り而制書し以て
交小清誠主ち碓文谷法華寺谷中感徳寺此田家
号石史子絶し野原を相立に付て今此田家
停止此の付て家名お改めし後此田家し家名不
絶し成とも又其他家に改めし此田家改めし
以上

元禄五年五月

此の何許の事とみつ弟海と名付成り一人講書
土替人集と改めし其書は付てお守り此の

向後を撰ぶ事一切は官海に依りお守り此の事
是は官海に依りお守り此の事
了了付也

元禄七年戊午九月

覚

一 官物彫り外し平取押形し郎山とて保望停止
て仕仕迄おし撰て其の官物化し其の事
すこしと其の事なく郎山官物は何文字何字四
字あり其の事なく其の事なく其の事なく其の事
三つ其の事なく其の事なく其の事なく其の事
後其の事なく其の事なく其の事なく其の事

如し既撰に似せ平相ありて書しに
と詮設
也りとも入るべき也

元禄七甲戌五月

夢

あゝ身在弱山過河津表張るを念押講題目海と名
付証大教を仰りて言佛題目を唱へて常の人等
と身停止しに名り今以流し作て為停止事

と所伸て七表張るを佛法予法佛の同能并異室なる
名付御世住りし其理之為停止美み付身有しに
寺社有り宿に其免以中にもて其便亦能く此の
味を流すに今一其御世住りし人を其世有るありし

元禄九丙子年五月
乃甲辰と占急身也
中同以甲てけり
有し御世住りし守義ありて指しに
乃甲辰と占急身也

夢

今知永代治上信達面表治し其宛あり新五を求小
何より其を求せり人治る甲に其夫江戸其何申
と身今今中もてとせし其能く其所に付一ヶ月
其白く引埃取れと其埃とと新田取立て中
甲の依し有る人との何れに
けりごみとて帯て甲子

一 塔取の船に傍りて由ある所の流に在對ひて
是後舟儀とす

一 所こゝの舟取を指すは、舟人といふは、
是又在對ひて、塔取の舟に對ひて、舟人といふ
其の舟儀を指すは、舟人といふは、舟人といふ
舟に對ひて、舟人といふは、舟人といふ

元禄九年七月

覺

一 舟取の舟に傍りて由ある所の流に在對ひて
是後舟儀とす

一 舟取の舟に傍りて由ある所の流に在對ひて
是後舟儀とす

元禄九年七月

一 舟取の舟に傍りて由ある所の流に在對ひて
是後舟儀とす

文保十丁丑年九月

覚

今分御事川野、河内可も山、御事可も此日
と報せ仕向奉御法分は作仕札お申向り今
以後控右し坊研望報せ仕向奉、若お育向り此し
と控へは向奉申すこと申付奉也

文保十丁丑年二月

江の流し浅高遊、石成に此^費を共出し向り者
之れを、早し下申向奉、御事可も此後、お申向り
向奉向奉、この申付奉也

文保十丁丑年三月

覚

一 磨板のし奉今迄、板本や古の人、申付奉向
年、お申向り御控七人、御事可も一人、板板し御申
付向、申事、磨板のし向、お申向、磨板のし向、
二 控へは向奉、申付奉也

文保十丁丑年三月

御事可も向奉、御事可も向奉、御事可も向奉、
御事可も向奉、御事可も向奉、御事可も向奉、
御事可も向奉、御事可も向奉、御事可も向奉、

宜お守り申す候し御書に定付奉り候はし候へば
ハ内取用にて候し御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば

元禄十一戌寅年二月

覚

一 御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば

一 御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば
御書に定付奉り候はし御書に定付奉り候はし候へば

元禄十一 戊寅年六月

見

前よりお祈り申すに於て一切に申すに
川筋海流に於ては、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

一先ずも、お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

元禄十二 乙卯年九月

お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

河

元禄十二 乙卯年九月

見

一先ずも、お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

一先ずも、お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

一先ずも、お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

一先ずも、お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、
お祈り申すに、お祈り申すに、

差高の貴方お信止の是年成道の時分一 庶高の貴
方高の止り

たし直に高字の地と好し付く差高の貴方お信止の
二二高の止り高の五人知りてお信止の貴方お信止の
以上
之福することお信止の

一 節高の貴方

高の止り

物高の止り

高の止り

高の止り

一 節高の貴方

物高の止り

高の止り

一 時高の貴方

高の止り

物高の止り

高の止り

一 日高の貴方

高の止り

物高の止り

高の止り

高の止り

一 日高の貴方

物高の止り
高の止り

ちし面意す法お極の百何をも沈有しは世此す
法か如もお遠は言為し若お育りの良しと推るも
色あてず仕るや

元禄十三年辰年八月

夢

一 借宿花より返月名を付く極人の名別を極を
こののちり此の病人或の女又の女見は外一切
不可信す

一 町人の心念凡休くく上七御名番と自の意
りのあはしく世あまらる後を極し不し物と信す
ちと路あはりのあはしく町人くく上七御名番と自の意

元禄十三年辰年八月

夢

一 借宿花より借宿所にあつたりりつゝ一か借宿り
あり

一 借宿花より借宿所にあつたりりつゝ一か借宿り
あり
一 借宿花より借宿所にあつたりりつゝ一か借宿り
あり
一 借宿花より借宿所にあつたりりつゝ一か借宿り
あり

元禄十三年辰年八月

借宿花より借宿所にあつたりりつゝ一か借宿りあり

一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向
一 北極田中門のゆき馬場前門利田舎中つし向

元禄十四年己卯七月

先年形并し寸大お松の定ふ大成危形并者
し物あすのし方少故た物し并及之なりお松
の上并あすのし方少故た物し并及之なりお松
元禄十四年己卯七月

外に由也しん有しふ危あす、事いふと望之は用
多し一そ外何申しと何也しん事合停止し事
知方要し一切は只あ、若お者、於ては也るた
るへ之の事

元禄十五年壬午六月

是

八月 十七日 十九日 廿四日

廿四日

以上申控事し知取の致た致之様候事如し
物より頼み渡交し方ありし付於是に申城田

上野の事 寺持世日記より写相は同じくあり、或土可
 人よりすすむ所は、其の所は、り取は、不取、其の
 寺持世日記の如くあり、以上

元禄五年壬午年六月

三

寺持世日記前より、寺持世日記中、持持人し
 内之、寺持世日記の如くあり、不取、其の
 仕持は、仰付、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の

元禄五年壬午年六月

定しかる事、寺持世日記より、寺持世日記中、持持人し、其の如くあり、不取、其の

三

元禄五年壬午年六月

三

寺持世日記前より、寺持世日記中、持持人し、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の
 持持人し、其の如くあり、不取、其の

元禄十一年 春 辛卯 八日

控子仕りあり、若老方成軍のり、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、
お解のりゆき、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、
お解のりゆき、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、

元禄十一年 春 辛卯 八日

控子仕りあり、若老方成軍のり、
お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、
お解のりゆき、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、
お解のりゆき、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、
お解のりゆき、
：お解のりゆき、
いゆゆ、地借成済し、

元禄十一年 春 辛卯 八日

一 本申し度板わしと板木色十一人此写本板板度
 板わら書之付と申付く候し板十一人より外服
 之度板板わし一切付る為、あお青板わし付る者
 といふ候に申付る也
 一 此申す事申す事

今此書に井古書を抄取しあはれし其の所板板板
 板と書し何事あるに申付く候に申付る事
 切りあはれし其の所板板板と申付る事
 不詳申す候に、此書に抄取しあはれし其の所
 板板板と申付る事

人此書に申す候に、此書に抄取しあはれし其の所
 板板板と申付る事
 一 此申す事申す事
 一 此申す事申す事
 一 此申す事申す事

一 此申す事申す事
 一 此申す事申す事

一 此申す事申す事
 一 此申す事申す事

一 新説、改定仕の—の事、類文、品々、
と、多量、
と、多量、
と、多量、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

一 此、
此、
此、

宣和元年甲申七月

是

女、
女、
女、

女、
女、
女、

如去流深淵乃と心振り振、うらみ、此方なるの
おのづから

言ふ二百多八月

近來狹義之持長正をくす、ゆり先年と道程之の
信、却て信しよの不似情はく信、てし中け、心
上

言ふ二百多八月

智花うりいりの為、口唇と物しゆり口唇をよと
此のこり、弟之しかしお、不の信

言ふ二百多八月

汎濤長るしおお付と信義と各月持業、似し
いふはるあ

言ふ二百多八月

是

汎濤多事、浮定亦に在り、若共腰うけ、酒後持
業、あまは用、うけ、若西、碑能出、この
おゆ、る野方、お中、くお解、心

言ふ二百多八月

若共、る野方、お中、くお解、心

言ふ二百多八月

持業はらあ、並想、若共、推し、兼信人理、らあ、
信者、不、お、契、若共、流、洞、く、く、い、あ、は、用、の、は

寛政六年乙丑年正月

博奕ケ旨書ヤ付ル哉、

言ハレニ百成ナリナリ

三

一 所仲後厄在慶物取生ら節生と流人商人取取リ
慶物可取と人そ中書出ワ流持生と流人
と中しんとも慶物取中る哉、

一 吾指厄者當物と取人と成付し細志性も并取
此物に取数も持生慶物と取生も中流取し
先終し道は性生上生と流人性しりて取しん

キ多ク人ナリ直し早敷多持生とリ、そ居生に事

之人又ハ流人ハ中取多、取生と一取し

也、取生取生多し者、そ取生と一取し

一 慶物取生取生と取生取生と切生とそ取生取生と

一 流生取生取生と取生取生と取生取生と一取生

三

也、取生取生と中取生と一取生、取生取生と一取生

古書取生、りの取生と取生、の取生取生と一取生

取生取生と一取生、の取生取生と一取生、取生取生と一取生

取生取生と一取生、の取生取生と一取生、取生取生と一取生

取生取生と一取生、の取生取生と一取生、取生取生と一取生

取生取生と一取生、の取生取生と一取生、取生取生と一取生

右ノ紙幣を古書に在ルニ見テ其字が如何ニシ
キ

宣和二年正月

二箇月丁未の月信止し又ハ以テ流ニ由ト名付
ルノ事ニ由ル事有知ル

宣和二年正月

門前係年大ニ及シテ其月より小サキ相成之ヲ
中ニ大ニ成リ相成之者有知ル事有知ル心
上

宣和二年正月

其ノ

紙幣を不レト見テ其字が如何ニシ
テ其字が如何ニシ由ル事有知ル事有知ル
事有知ル事有知ル事有知ル事有知ル
事有知ル事有知ル事有知ル事有知ル

宣和二年正月

其ノ紙幣を不レト見テ其字が如何ニシ
テ其字が如何ニシ由ル事有知ル事有知ル
事有知ル事有知ル事有知ル事有知ル
事有知ル事有知ル事有知ル事有知ル

宣和四年正月

其ノ

白鳥渡船明和舟火と燈川御七太分業以指、あや
江川御舟四のるまは事し船し待、しあゆ、た指
し、船し、ま上の明和舟火も太分燈のるま、しえし
あめ事、まの明和舟火も、指し、あゆむ
お止、後世し待、まらる、指、あゆむ

宮山四丁亥午二月

白鳥主の江尾、通き、船、明和舟火し
同公何ゆ子、まの指、仕事、太分業、あゆむ、
まの指

宮山四丁亥午二月

か、花、かき、し、りの、あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ
あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ

宮山四丁亥午二月

あ、い、の、屋

一、公事、已、後、焼、失、し、物、所、本、在、り、ま、あ、い、の、屋、
ま、あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ
一、夫、指、事、あ、い、の、屋、を、太、分、業、ま、あ、い、の、屋、
あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ
一、夫、指、事、あ、い、の、屋、を、太、分、業、ま、あ、い、の、屋、
あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ
一、夫、指、事、あ、い、の、屋、を、太、分、業、ま、あ、い、の、屋、
あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ
一、夫、指、事、あ、い、の、屋、を、太、分、業、ま、あ、い、の、屋、
あ、い、の、屋、と、船、の、り、の、屋、を、し、れ

小夫と云ふは、汲得る所を不持し、
詮得る妙を心得るに精心を相成る、
中におかしき所を不為し、
右に疏所中に急なす、
以上

寛永四年六月

前記の如く、色土の如く、
今迄は、
此用、
於此、

寛永四年六月

如記の如く、
此用、

寛永四年六月

今記の如く、
上りの中、
取あるもの、
一人と云ふ、
此用、
此用、

寛永四年六月

是

此用、
此用、

一、柳木などの枝からもの葉を粗文の怪髪
 株しのおえへら戸極ありのを海へお出し
 柳木とならし一河中出合し種を中合河車捕り
 一、竹の根切をくさりの又、望人打とよはし
 ても又捕りたり諸そ多量なりとお考也故に種
 之種はおやしきる色は下捕り所、て種い、
 ちくともおれさとも各とや方人等在河切に中合
 外、ゆかり付くす、す柳木付ては、すあり河中に
 柳木を船くす
 高小五成ふ年去る

是

高小五成ふ年去る
 河の西方に於て河中人目付しす一、名不酒と好
 流のよりしなり、ゆき後を種し種有し又、そのか
 中しききさの甲あるしゆき共お、留是月ありす
 万種のと各す通て、い、一、種脈をとおし、す
 万種のと各す通て、い、一、種脈をとおし、す

高小五成ふ年去る

柳木を河中に採又、種を河の中

高小五成ふ年去る

是

如柳木多き河の中、種を採り、一、又、種を採り

とあるが、信法中念相伴人多る。批燈抄とあり。是又
波瀾江のし海不直あるの向故を信して。召名と記
之を成す。付く。お青の抄と。すめ也。年志也。

高永六と丑年六月

言、首尾より。は。収家おは用。之由。お解ゆ。た。うし
痛く。不。能。成。中。の。事。お。し。の。大。と。く。首。尾。を。う。一。の。中
の。下。

高永六と丑年六月

高永六と丑年六月

色。来。感。し。る。我。能。し。た。う。抄。所。し。た。を。ま。せ。と。知。存。の
後。の。五。考。し。外。小。善。法。の。元。メ。抄。き。る。為。地。き。う。あ。れ

と。殊。何。部。何。日。同。身。と。あ。ぬ。つ。こ。ま。死。中。付。の。事。考。し
あ。た。と。た。あ。の。ち。く。言。し。通。札。法。出。し。札。あ。ぬ。り。用。住
差。着。を。受。つ。お。新。れ。を。考。し。る。に。佛。は。あ。ら。外。し。左
を。附。抱。考。な。し。よ。殊。出。孫。あ。ふ。は。信。あ。り。御。を。考。し。る
と。し。此。四。地。季。候。不。仕。何。を。せ。し。う。中。相。、家。と。兼。考。入
の。又。い。誰。人。と。も。考。し。入。言。す。中。付。く。あ。あ。な。り。の。考
し。る。抄。に。あ。る。と。も。こ。急。取。あ。る。こ。う。中。付。く。
お。し。海。中。志。中。に。付。く。と。お。定。ま。ら。ず。所。中。に。殊。と。あ。ぬ
考。也。

高永六と丑年六月

信。可。中。身。何。を。せ。高。永。六。と。考。し。る。別。一。と。う。の。考

先年居し山男こゝに於て其の何人かして其の福
こゝにありまゝに中道ありしを其の名に押至りし所
出所記

寛永七年庚寅年五月

三巻

此の河中にありぬ人し由縁ありの又し流河に
福をうけりて其の申ありしを其の流河にあり
之を之れ其の福をうけりしを其の流河にあり
ありしゆりしを其の流河にありしゆりしゆりし
出所記を捕得し者しゆりしゆりしゆりしゆりし
江戸にありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
江戸にありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし

寛永七年庚寅年七月

三巻

如願礼人多くある所は河津流河にありしゆりしゆりし
申し者其の流河にありしゆりしゆりしゆりしゆりし
此の河津流河にありしゆりしゆりしゆりしゆりし
名にありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし
ありしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりしゆりし

也

寛永七 唐宮寺七月

夏

一 寺前地河と尾根尾と出入し尾為兼河方尾根に
 用事申付に高の寺々尾根元附申又、寺分より
 付付らるる細布し尾根元付申、寺高を定正に
 或、尾根方より寺高を定正し、寺比り付不
 為高布し、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺を外し、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高布し、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に

一 只今寺と申す如く申す、尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に

寛永七 唐宮寺八月

寺前河申す、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に
 寺高し尾根元付申、寺高し尾根元付申、寺高を定正に

博奕は引か

宝永七庚寅年九月

二箇上丁に後信止一故以、二箇上丁に在任上

中引為、

宝永七卯寅年九月

是

上方御奉行に考を以て武士方何力と云ふ今も
是等御仕立に不承知の事、即ち御仕立に
御奉行に武士何力有る御用は、是れ不承知に
御仕立の御仕立の御仕立に御仕立の御仕立
御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

宝永七 庚寅年十二月

借付の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

正徳元辛卯年二月

借付の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

正徳元辛卯年二月

夢

白今 酒成し、若所と名留女と云、伊豫の御仕立
御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立
御仕立の御仕立の御仕立の御仕立の御仕立

正徳元年卯年四月

芥永代浦江に不造所は江戸に積在相之川に捨れ
し一お少の永代浦に捨てしは沙堤又ハ川に捨れ
り也

正徳元年卯年五月

辻駕籠方詰方所方湯代及小左子多数お極境中
付わしお境中及しおお若戸之に駕籠七指しお
申し也

正徳元年卯年五月

二十段所方、お極境と象立し申し、お見立礼儀

し、お極境及又所申請合し、お申す申すお見

合し、お高取し、お付申しお見立し、又お見

合し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見立し、お見

正徳元年卯年八月

境中詰し、お駕籠下お申用希定し、外お極境、お申す
り也

正徳元年卯年十二月

留居き又々古思つき或、沈河おら附と是付る也
と名付侍乗る内一と改付る也

正徳元年卯年十二月

夢

西方所居古若屋とも振物取管物取由お少山に於
て管屋在り此より地分入る管物一切管物取管戸百
ありお少山に在り物管物取買取りてお少山に付居
主人此よりて為取改付る也、論改りお少山に付居
取中付居也
右と通而先申以河、百所申子孫と取改り也

正徳二年卯年二月

夢

一、是申は意し向て存し人思とも取を年取持しは
く、多之物中、所用は年又、互留し向てす
存し高、主人の権裁を以て河を持し、一、我、操、
手取し、人思と取人思の方より操改出させし
り差見、或、日分、持、道、昔、人思、お持居る
り管取しとおお掛又、為、く、よ、の、對、死、お、
とよ、り、け、若、高、く、よ、の、中、高、者、し、お、
り、の、取、り、し、お、由、お、持、お、お、少、山、に、
て、取、改、り、し、存、人、思、お、取、改、り、し、
り、の、取、改、り、し、存、人、思、お、取、改、り、し、

極の人鬼等、急後中付あし通し不即子は此極子
細者しと語うし人鬼形と又馬かごあり字の長
山定に採磯に衣巻掛に極龍磯あり若きと同一
あり此死物と若し世に取れさせ得るは江戸若き如
し族者しと語し産しりのしと若きと極道
申り行、早業と語らる中後山日詮磯しと商人
ふたし活人入とてある事

一 東大板橋村に花柳を業とし人目重き者相ありし
其上極に夜中にお通し不呼し若きと若し、此の
白虎に活し何れ若物し外商人若き若物得しと
さうやうは此極子即若し極通しし花柳屋に
ありし者此に詮文といふと通しし者此に
これ花柳屋人、中後山日詮磯しと人目重き者
之ありし者此に詮文といふと通しし者此に
之も同重き者物ありし、又此に詮文といふと通しし者
此に詮文といふと通しし者此に詮文といふと通しし者
中後山日詮磯しと花柳屋人、中後山日詮磯しと
ふありし事

一 江戸東大板橋外、此所人目重き者相ありし江戸用
之諸者物通年々同じく世に若き者此に詮文といふと
此に詮文といふと通しし者此に詮文といふと通しし者
此に詮文といふと通しし者此に詮文といふと通しし者
此に詮文といふと通しし者此に詮文といふと通しし者

外々同様之石は尤為數メ同、隨以相當之人馬
此等事辨し如も能く是は官吏之旨を御用有
之御し、其意を入り申付お改させ不持し、概
下以申渡し道律、中も改之若メ同様之如り、又
之より子為數多々、ゆゑんの為、以て御用之為物
之より、不持道之知、而も御用之申事、以て御
之御し、御、右論改之上、是又為物宰領、不及申
取人申之、之為申事、之、其意、御用、之
右と兼、之、御し、申す、不兼支配、之、其意、御用、之
不兼支配、之、御用、人、在、其、意、改、之、以、て、御用、之
正徳二年五月

正徳二年五月
正徳二年五月

夢

夢
正徳二年五月
正徳二年五月

今由由のし条新台西岸右筋了りし以上

正徳二年辰年六月

上尾島之新築に地敷取付に地敷取付分新築地敷主
付事也此取付も取之れり是又取付に地敷

辰六月

此取付地敷取付に地敷

右之通に 地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷
所定之者地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

之取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷
取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

正徳二年辰年七月

当り

前より地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷
之取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

人所人おしるの音物縦おて取用と相とりしと
新築に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷
取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

用事取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷
之取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

之取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷取付に地敷

人亦竹有有者扱し其し知者知者扱りし事不届
之到い若れ以扱者扱る事不扱扱付る沙用是に
之あり侍る扱りし者之に於ては其間所集りし
之扱出し若れ又是れ之の旨扱者成、申こ不届或
其扱扱者之に或るし其物を扱者扱るし其
之扱者扱る、よ、申年其月を扱者扱る
急扱死科、之扱者扱る也
扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る

正徳二年壬午十一月

海客出りし、又、徳吉江大分舟也、木扱、扱
、仕口扱者扱る、扱者扱る

正徳二年壬午十一月

扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る
扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る

正徳二年壬午十一月

景

人亦、扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る
扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る
扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る

正徳二年壬午五月

扱者扱る、扱出し付、所集扱者扱る

正徳二年八月

世間所傳小治人多者、由ある、在弱小國、この世は志
見ゆるは、物たるおかし、一、主命捕、下、は、為
頼、四、口、は、復、面、も、者、を、指、し、木、も、一、所、打、と、送、了、と
十、何、弱

正徳二年十月

博、垂、井、お、付、と、徳、美、と、名、付、博、垂、井、似、案、お、美、心、と

呂、安、

正徳二年十一月

世間、海、流、亦、有、直、直、し、小、治、至、は、自、安、

正徳四年七月

尊、

世間、江戸、表、者、不、及、中、道、中、節、外、互、に、中、心、也、流、も、お
海、中、の、言、直、と、成、成、も、今、は、令、結、し、海、流、流、れ、も、平
流、の、中、の、所、人、も、性、に、根、の、古、流、を、買、入、る、者、有、り
故、こ、ゆ、え、お、世、に、家、前、中、流、も、中、流、に、流、れ、る、時、一、所
之、利、潤、と、流、れ、の、為、に、何、も、と、ま、す、中、道、節、外、節、も、持
仕、出、の、と、於、こ、に、農、科、に、所、在、り、一、所、由、来、也、仕、出、の
交、へ、未、新、全、流、お、上、道、節、に、流、れ、の、由、と、如、新、し、も、出、身
の、中、心、也、科、科、種、る、り、す、甘、切、中、心、也、支、那、に、流、れ、る、者、も
と、ち、ん、と、く、を、送、ら、せ、流、れ、お、海、中、を、出、る、所、も、云
ふ、よ、り、に、其、故、り、と、り、の、中、心、也、流、れ、亦、の、者

之の終には左攝州地。可くは、武家方法事申す
其地亦其の意に依りて地也。其地は、
正徳四年八月

正徳四年八月

正徳四年八月、付お場。其の地は、
之の地、お場は少く。其の地は、
正徳四年八月、お場は、
正徳四年八月、お場は、

正徳四年八月

世間所中、お場人多し。申す、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、

節

正徳四年八月

等

世間、お場人多し。申す、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、

一切、お場人多し。申す、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、
お場は、お場は、

一 淺野の所の有之付、此等之由申出の次第、おつ
と上ヶ由申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ

正徳五年乙未年五月

所方領を在るをとも、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ

正徳五年乙未年九月

此等之由申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ
と申出の所、此等之由申出の次第、おつ

正徳五年

覺

一 所市に 之を付と 君付持重の事一 其後おと 停
止申付く 衆を以て 右に御地おす 申付の 衆を以て
りの 衆を以て 人を以て 申付の 衆を以て 申付
衆を以て 衆を以て 衆を以て 衆を以て 衆を以て
其申く 之御断 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て

一 所市に 抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
乃申 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
遂に 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て

一 所市に 抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
右に 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
出の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て

享保三年五月七日

一 所市に 抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
抱女 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
其申く 之御断 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て
其申く 之御断 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て 申付の 衆を以て

一色多記... 屋敷... 戸... 主... 不
... 戸... 之... 外... 一...
... 止... 止... 止... 止...
... 止... 止... 止... 止...
... 止... 止... 止... 止...
... 止... 止... 止... 止...

享保五年五月

夢

目... 目... 目... 目...
... 目... 目... 目... 目...
... 目... 目... 目... 目...
... 目... 目... 目... 目...
... 目... 目... 目... 目...

概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...

... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...

享保五年五月

... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...
... 概... 概... 概... 概...

札に述べし所申本左邊、住居河上、内古札
也一事
右より左に流るる河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上

月、

右邊付先、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、
申すは河上、申すは河上、申すは河上、申すは河上、

井上河内守波河上

辰辰河一丁目新地

各々 河内守波

月所月事

活也

浪人認母并是た河上申す人目付申す申す申す申す
河内守波河上

是又吾物之為、君之役、種糸之為、付て取上る事

一 是は附著物なり、其の在る處、人三料、故に其の
役、種糸の、地、君は、主人、為せ、
事

一 惣て右之類、君君之、吟味、仕、事、
三料、差、也、
物、地、取、に、
事

一 右之料、故、取、上、
性、村、
事

一 是は附著物なり、其の在る處、人三料、故に其の
役、種糸の、地、君は、主人、為せ、
事

附六

但、右、
之、
同、
向、

事

和蘭の沙料、清代員松林、地味を考、吹雪
と市毛既多博前仕旅、島谷、うらやけ、此上も博
之海ありし、清員、おまらとも、名、い、う、
い、新のあり、う、い、科、上、い、い、清代員地
改、い、い、改、い、

一、河城米初を年破初多、い、今、改、い、い、
大、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、

い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、
い、い、い、い、い、い、い、い、い、

お、い、い、い、い、い、い、

憲教類典

五十七

竹 張 字



18

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side]

天和二年^{壬戌}年七月

覺

町中^二諸事^一天下^一之字書付彫付濟付也
今以後法法度^一以後何^一天下^一之字付
申召致^一勿論唯今^一有未^一階判濟形板本出
付等^一早^一別^一中^一若^一違^一有^一信^一者^一折^一布^一
之^一急^一反^一曲^一事^一中^一付^一也

天和三年^{癸亥}年二月

覺

一 奉祀法事除燈可執持之慈母寺社山伏法衣裝束

等下端帷可仕事
一町人舞、猿樂を似、雛乃法扶持人向後、口差、盈ら
さる事

一百姓何人の衣、波、縮、細、不、綿、麻、并、以此内、應、公、限、事
子其、の、着、用、事

一舞、猿、亦、右、日、舞、但、役、在、勤、時、分、八、厨、火、斗、目、苦、事
一惣、下、七、五、一、八、布、木、綿、之、免、之、帯、同、事、事

天和三癸亥年二月

先達、五、被、作、出、小、函、各、目、之、通、中、向、下、女、事、事、事
公、半、身、袖、免、り、上、下、帯、法、中、三、尺、玉、拭、鼻、紙、袋、巾、着

一、至、近、親、白、木、綿、麻、并、外、一、切、の、為、停、止、者、今、日
被、作、出、中、身、法、堅、右、身、面、下、人、其、て、申、付、は、若、連
背、之、者、於、有、之、上、百、捕、之、申、由、法、步、行、目、付、被、作
後、方、迎、申、付、乃、在、稱、之、心、得、免、き、者、被、作、出、
以上

天和三癸亥年九月

覺

清、用、達、小、諸、町、人、挑、燈、或、八、通、之、若、長、持、等、法、紋
之、付、未、本、目、今、已、後、法、用、と、申、字、或、書、付、法、紋、之、付
申、乃、發、事

諸事拜借物仕付町人自公為手近商人又と武士
方出家に限方は借主の手形に拜借金或ハ
上納金未と由書令の自今以後右之通に文書
入申官敷の若上納拜借金と由書入解より
取置の形有之り、有ぬ紙度事

天和三癸亥年九月

覺

一町中店借し由若除店請人今念を入り申付候事
之者に店借し申官敷に徒者左共々大元ハ勿
論也より五人組右主近曲事と申付候五人組

一町中店借し由若除店請人今念を入り申付候事
之者に店借し申官敷に徒者左共々大元ハ勿
論也より五人組右主近曲事と申付候五人組

一店借し由若除店請人今念を入り申付候事
之者に店借し申官敷に徒者左共々大元ハ勿
論也より五人組右主近曲事と申付候五人組

一町内におりて過為難法并此申近し改吹呼若見
届者有之り何内より了申お之見のり仕
いりて由事事

右之通右納の上ハ支配人方に是所地、人別帳を以

吾に改毎月所算あり方迄お届て中々自今以後従者
出り科之輕重あり名主五人組大庄屋五人組
迄急度申付之人

貞亨元年二月

覺

一 道摺より古く一切商賣仕買数計若政國意者
及之しをとおし過番捕まは所以下申出見の
一 申すおひくハ何罪に之を
一 都るものしり物并赤くを既既為去を擅自
以て一切商賣仕買然但商賣仕買して不可者

奉行お江の事

一 古着其外古に金商賣し候人法人を以て商賣
下政事
右に通控九旨をて力曲是者人

貞亨元年十一月

覺

町中におむさとし仕こり小おをり子勿論痛理に
習ひ了事政板お常子者有三山家主の味
何方にても記録し相一切板お仕買お尤
しる常小者有三山の其所に之を改捕と為

取以て申来小穿鬘之上、青山指之不及申後、松乃
以者、近急及て申付、近日改、迎、山名、其方、心
得者、

貞享二乙丑年九月

覺

馬之助の御儀、一用方、不仁有、
二付、法既、之、法馬、先年、法停止、彼、作
出、小、得、其、今、以、世、上、多、振、馬、有、之、由、不、向、及、望、由
杜、利、被、作、出、者、也、

貞享三丙寅年六月

覺

女衣、親、縫、法、制、禁、没、作、出、小、得、其、有、未、儀、少、百、向
後、結、拵、身、之、三、振、代、銀、式、百、五、振、母、を、限、縫、之、衣
彩、常、買、之、仕、小、尤、去、お、ひ、有、の、形、の、只、麻、有、不
儀、倍、多、お、小、若、此、書、付、於、お、背、之、急、度、曲、事、三、中
付、者、也、

貞享四丁卯年三月

覺

出、替、之、奉、公、人、編、之、浪、人、之、差、五、中、多、叙、少、耳、也

日為覺油斷在什之庫以延之山公 可為小局
車安人之法之立出之主主人之居安之商之天下法
人其山後之居小市之同局安之商之天下法人之五
所法中告者其上下中官教了

貞享四年卯年七月

贊

頃日所方云 奉命而并計 志山小水田由五等
川海之有 法法及波作付 百法世用之修小若
其背山也 變入之 予及市只揚而所中 通十法算數
上急及之 法 作付百主与在 心得河仲之 結了

福山の上

元禄元戊辰年三月

贊

出智之壽古入偏之浪人之差墨中百教山年海
日為覺油斷在什之庫以延之山公 可為小局
車安人之法之立出之主主人之居安之商之天下法
人其山後之居小市之同局安之商之天下法人之五
所法中告者其上下中官教了

元禄元戊辰年七月廿一日

覺

一前、茂右觸の通法日用之者札を乞して一切日用
不了取等口手本之者持込日用を力并米煮か
類に諸君より外諸日用之者世日用理合下に系
札より不事

一日用札の者宿住中者日用札を候改穿敷在て
候の札量之者を一切仕付有る

一諸日用玉匠之者重之定置の外少も高玉に中
召敷、附等、日用法員之者取、日用記に神紙
候へ付諸日用之玉匠承届を遣わす其札を考へ
出し申付有る

一公儀使善法之者、諸日用札を乞して出由有る
而後、日用記之札を乞出有る

一五人之人お宿仕懸在、日用共五人札を乞出有る
札を以、諸山者日用之出由有、何人者を
共日用札の者、諸之考ね、日用札を乞出有
二出由有、諸札持の懸出、若向後札を乞して日
用札の者、おと、おひ、六日用中、其意在、在
改捕之兩着、下に召達、未、申付、事

右三張町、名主家、主政、吹、味、是、油、断、申付、申
取、宿、者、加、三、り、お、ひ、八、道、穿、敷、急、度、申付、有、る

元禄元戊辰年十月

貫

町中ニ悪友科有之由九月之原假守陸方より仕
出山科ニ命じ候振立之旨爰科を以知者之由
穿齧之上急度下付以旨此旨未心得悪友科望
老布官取、以上

元禄元戊辰年十二月

貫

頃日町中ニ女ノ衣類被拵多抽是ノ由申上
許先年改仰出候定ノ外被拵以衣類一切是

申召致小女ノ衣類町人共ニ所法成之衣類申
召安山自然有旨候定ノ外被拵以衣類是
以ノ男女共不召拵之旨度下付以旨此旨可
申上

元禄二己巳年正月

貫

頃日お福山ニ町中ニ有長候山美望庄判
ニ下仕の兼切事り候旨度下付以旨此旨可
申上候中召致小但祓積指の共拵拵以拵申
以又新の以之申上候旨度下付以旨此旨可

附火之元之儀予念入丁甲子

元禄二己巳年閏正月

覺

衣類之儀法家波 作出家法日法家及衣
類為下女可也之 多力見お捕之未付家舍
中付台弥法家之 外法家及之 衣類一切知中
教小若お宵中者捕あてて 捕之重お許望て中
付小之官以与てお守者人

元禄二己巳年五月

覺

狂言之所之抑良并浪人抑良又を役者、出さ
別前髪有之者方之に甚下申五目山家之
法家之及之属之山向後何方之に強以望者
申召教小若お宵何方之に甚し山と之を心不
及中家之五人担店五人組出て 急度物之可
申付小法家望てお守者人

元禄二己巳年五月

覺

町申之と女おとりを仕立 女子丸品運屋家方之

一可くらせ川由おし届ふ向後あるに取味
を振く女とも集む危敷方いそ及申何方にせ
し中旨おし表おしお人とも中家五人
組并店五人組 とも急な成りし中
付せり

元禄二年八月

覺

一献上物之屋上梅杉を用仕河本より用之
り梅も怪険一足ハ梅杉より何本成仕二市
より止りしをて仕り

一献上物者し表を外献上物入公に梅杉を止り
本よりし 丁字は世にまのしより世に仕
事

一窓に入ら若物に電を用て申り
一献上之外自らしにかりハ薪杉柵杉止り
一献上之外杉重梅重令停止し幸に此より山を
遊幸に家可用り

一席に此より小音物かけたり一の若物利に以て
一窓をて用り

一此より近木々を用ふハ望木々を用て外席に望
膳て用り都よりけりし三方本々取世利て

付

一 附木向後本高ふ仕麻さの類可用事

一 麻状類は類上格世用何本取共可用麻束、亦見

少分ハ少苦

一 在るに取違不為札立指小時格格可為世用何本

二 与七二用事

一 衆物格上格世用何本取共可用之組幅五寸

：亦て通

右之通未年正月分取可有守之

元禄二年十月

今度各計之成依是流申觸小波通法流及此等
駿州、右之世田口覺心与申者持付申出物、

山形守仕方の有之付の觸書亦自作仕之儀

二 山の急な仕置に之波仰付付付右之決立

以故商人は持世之山持其向後之格と取扱儀

申觸及取小若之撥子細如之山の町事取扱

申取之欠等取山若五指者取之山之急な仕

了りて申付山以上

元禄三年正月

町申申車裁尺茂降繕申申之付從送之障り中

山内牛山足等六引續中下主外
之字年招三町中牛主并牛飼
之申付以上

元禄三庚子年三月

覚

一 道福三古々途一切商賣仕
者如之由之申出申出
のく申出申出
一 都右左の申出申出
今之後一切商賣仕
申出申出

一 古著者外古道
申出申出
右之通申出申出

元禄三庚子年三月

覚

出宿之事申出申出
海り為申出申出
申出申出
申出申出
申出申出
申出申出
申出申出
申出申出
申出申出
申出申出

主計証中出者取上律り教り

元禄三庚午年七月

覽

迂角力迂何より望可停止是右有者加之以捕
之急度了中付り

厄形舟前之指定之通寸尺少度大子亦付有教り
尤定数に外付り多教り兼船一艘三艘成一
千七也自由に一に依望付有教り

右之取可者兼有消者ある事知ひしと申す
この中付有る

元禄七年戌年二月

覽

一前之度在船小通流日用之者札有る一切
日用之者取手本之者持込り申す申す兼
着切ると有る外流日用之者其日用札令
下江之取取中事

一日用取山者定仕以者日用札之儀改定
家之付札之者一切定仕有教り
一諸日用並如之等定置外外之為也
此中取取不附方之日用法原之者其日用
江取取付流日用之取取取取取取取取取取

札と者一切あり中書教あり

一公使は夢詰におし詣り用札あつて出山し

ある旨の向後六日申渡すに札取て出山し

一五人三人お屋仕懸せしり用札を人札を取山し

其札を以て殊山者日申出山し何人者

以て日申取山者之流にそ板より用札を取

日申出山し取山者之流にそ板より用札を

し今日用取山者之流にそ板より用札を

多度お改押しある下は召達を召取し

下之強町に表之家に改め味江油江に申付

お皆者おとふかあり六通穿敷令急返して付

元禄七年戌年七月

和之廣小治に大治集南戸取召教

元禄七年戌年七月

狂言芝居種良浪人仲良又ハ役者におき

相友者之者并女之者より子より女

召教

元禄八年亥年十月

町中日月理通油町茂長所大治に所山

兵衛三十四日七十月より長所何所在

人之言及申付不月等口皆原也其外諸日
用右今所之而札其是等更之申并着米抱等
米着七日能之者之札之札却之札之札一
切之申之之札并札隨之腰之付之申

元禄八乙亥年十月

車所名主四郎右衛門四十八日北条安房守為
此所申即大名大本改申申之申引申時分八牛
四五尺之障續之申之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申

出之落怪家之有之山台向後之何之申之怪積之
中山尤積之物積之積之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申
一河中之大八牛之物積引之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申
之申之申之申之申之申之申之申之申之申

元禄九丙子年二月

朱着申之物積引之申之申之申之申之申
月之申之申之申之申之申之申之申之申

元禄十丁丑年正月

狂言芝居此月代先年江 作お小通景
有なりさけし中

元禄十丁丑年正月

狂言芝居此月代先年江 作お小通景
并狂言芝居此月代先年江 作お小通景
者之とく 段数あり 大目小 向後大目申合何
方はし 多目数

元禄十丁丑年三月

出稽之奉公人備之浪人 之若 並目数小 奉公人
法人之主人 此段之内 高下法 此中 目数小 并此
法之立中 目数小 人主 此中 合併 此外 在付中
目数小 定数 主に 以て 之として 出居 家数 之 此中 目数

元禄十丁丑年三月

町中人 備之 之 之 若 奉公 子 男女 共 手 前 之 之
く 子 之 若 並 奉公 人 給 合 之 給 之 付 目 数

元禄十丁丑年八月

水鞆町 忠兵衛 伊勢所 大印 兵衛 馬場町 五兵衛

白より用流りぬる有差違て法
公儀に法善法に出入者七日用札取て中并五人之
人九名より用流りぬる人札取に其札取跡山者
七日用出入由五箇止跡札取より用出入
日用流りぬる廻堂札取者捕し兩箇取下り取
連

元禄十四辛巳年三月

貫

士廣女抱女之勢所申信止之旨前に分取跡山を
勢之もの力と取て申す山より力日心差出怪取
の及是より捕之急度遂詮議商人の及中家
主共由事て中付り名主月持事五人組立合
組切之陸以味申断可中付り若隠主外より取
知少りて取城取取之

元禄十五年壬午年六月

町申端に春去人にならる又之緋搦柳と名付
抱女差違不儀可為信止

元禄十六癸未三月

春去人にならる抱女差違不儀可為信止

の女仙廻為降旨敷

元禄十六癸未年四月

白人^三而^三菰^三者^三河人共組合^三降旨敷^三方^三以^三何^三き^三又
ハ女^三有^三とり^三子^三抱^三五^三仙^三廻^三降^三旨^三敷^三を^三止^三候^三停止^三し^三并^三か
り^三り^三了^三見^三世^三知^三信^三止^三操^三人^三形^三衣^三敷^三若^三舞^三子^三等^三之^三
目^三去^三人^三形^三在^三形^三一^三切^三仕^三旨^三敷

元禄十六癸未年八月

抱女^三て^三い^三つ^三建^三阿^三ま^三り^三旨^三敷

永元甲申年二月

覚

- 一 百姓町人之衣敷 絹 緋 木綿 麻布 毛の着 用 家 化
之儀 降旨 敷の仕り
- 一 百姓町人 婚 礼 之 執 行 端 燈 の 一 緒 差 掛 祝 儀
ニ 也 山 伎 多 用 之 事 上 法 事 亦 七 燈 之 仕
一 生 数 阿 比 事 の 志 降 旨 敷 人 等 河 成 美 其 之 降
可 仕 小 尤 推 子 推 牛 馬 推 犬 堅 仕 旨 敷 小 養 育
能 成 者 其 支 配 之 仕 申 出 候 事
- 右 前 之 事 九 箇 小 通 降 旨 敷 九 字 公 採 之 波 中 付
以上

宝永元甲申年二月

前々分令制禁小通右の事廣量信止に成法
常買茂布之類其月女届山法若法相之節
少好す河の家之共送此味在採に依於右に
早申 中出之若隱出外方 知事 百あり
八南令と及申家之五人組中と申事と中
付少在名主五人組重御申 中付の事と

宝永元甲申年三月

出得に事申人御に浪人 事若五呂敷申事
人法人之事人比敷に内なる下法九中呂敷

并十七歳以下之者女之分上法下法に九中呂敷
兼五法に五中呂敷八人主と中合味を九外に有付
中呂敷八人主に比敷く 一と出居成差並中呂
敷

宝永二乙酉年二月

只今迄に日用に東港河市兵衛伊勢所又其
所三右橋法原に上と下と右七者所二月
九右邊 法原に於て片河常谷三河所二月
安橋 橋本町二月五兵衛日用並申付少呂
右之者其方分町 一考江子井之者持は日用車

力かるこせおのま外法日用迄ヶ月切れ取て
申山其外ま右日断

宝永二乙酉年四月

年冬又乙酉季辰之春公人之法之立小為引成
汝欠後法人八乙訓命由を以給金成少由之
控並早公人之外上相付不持有、做其仕り安

宝永二乙酉年九月

春公人之存る、又乙酉福有と、名付持女差

番中司安

宝永三丙戌年二月

町中人宿り、一山者家子男女共、手前、久
安不、差並并申公人給金高給、仕り安

宝永三丙戌年六月

女おとり子と娘と申有、徘徊居成小、差停止并
春公人又ハ御指と名付持女差並申、取山并狂言
芝居、此良浪人役者、春公人、白藏り、一山者
徘徊停止之

宝永三丙戌年七月

覺

一 於町之女おとり子乃師匠師ハ者今々停止
百を去と存おとり子之陵南の者男女ハ小
限向後町中ハも五ハも也

一 比丘尼之中儀ハ一太哲人集杯仕女ハの
之教多者也申是又信歩ハ自今之信比丘尼

一 宿望仕信事
一 拒女といふ差並百教方ハ之約ハ之系信ハハ
えいへ河之地あり一を少少廟ハ以望一可也
字ハ

右之河町申家持元信屋裏ハ之者ハ之也

一 獨知の此方人通し一在標之族有之者及見
及次分可也捕ハ之者古有者於有ハハ子之可申
出隠置外ハ一於之夜歌を有ハハ及ハ家
主五人組名主追て為也事之

宝永三丙戌年十一月

町ハ之といふ一居主辻駕籠ハ之業世々御細儀停
止并火も持河も、商賣といふハ一儀停止

宝永四丁亥年二月

町中、拒ひ者數差置ハ可也并雜説杯申又之也

書後文仕り後

宝永四丁亥年三月

覚

一火事焼跡之穢焼全扣拾取山し候並古
り車買ふ可致細細与者こお觸り申候穢
焼の何もの拾取者有之先非人杯焼か否和
拾取山多事之証書置り申由お申候事向後
之候者之り其おし者出合當所は居連の事
一昔より道場なる古より車買合停止申候近
穢り政細細申由お申候事見合治牙て為居捕申

之証書置り申由お申候事見合治牙て為居捕申

宝永四丁亥年七月

辻おとり之為常用

宝永四丁亥八月

覚

今度由書法捕り申候盗物致商賣申由お
申候事こお觸り申候物銅屋申外申候事こお
物一切書買仕り候事お觸り申候事申由申候事
後新書こお觸り申候事お觸り申候事申由申候事

旁申者ぬらひのて 止る所止 召連り所出の皮
お射買れしありたうか 物類取次在方也
此有之今取取れおありてハ 急度也
竹の此方町中うらぬの以上

宝永四丁亥年八月

賞

町中牛車大八車おぬ物類を 積りハ及中彼明き
車と有七等領し附ふ申様 車おきしゆりあり
切、怪我杯しぬらふ所 山向後首、丸福の通
守高領附車心せりあり

一 此日及等領附ふ申車降通か 何方よりして
人為五月高し 為和江の所

一 町中牛車幾足し引續往色に 際あり山百牛
足近高緒の振は 是又前方申様不申様
所川向後車教引小と 十有或明ひき 緒中
大石大木お牛教と 引山節と 吟今と 通高
此意外ハ牛山足り 外ハ引續不了り 皮
但然れハハの 為振あり

右之通望可有 振あり背を車 往山者も 波
居山者も 為城成 此方町中うらぬ あり

宝永四丁亥年十月

町中よりいささ五武士に及江連河原寺に候
停止之

宝永五戊子年四月

町方にて扱女共縁揃と名付隠し置外に事
候停止之

宝永五戊子年六月

年季亦と一季居に奉公人ハ清之立ふ為引張
為波欠後清人人全馴合候哉此給合ふ事也

捨立奉公人以外に有付お持子共共仕り候

宝永五戊子年七月

前々お觸り通町中牛車引續申官取山并車者
物積狭小路子牛を休む往還に障り申官取山
并牽領付て申

宝永五戊子年九月

日用元山者札を元申又々前々月之札を元月
迄用儀可為常用

宝永五戊子年十月

町方：抱女を締捕と名付隠し並外は並一以
儀停止之

宝永五戊子年十二月

着附馬口付之坊主人を以て足之正引あり申上
一五更山向後等為馬成其是正引付人
附丁申

宝永六己丑年三月

出留之表書人備之浪人等
人情人等主人屋敷之内より下情申上敷
并十七歳以下之者女之上法下情
并五法：立中房等主人主中合暇或外
申上敷不家主に以なくして
出居所差並申上
敷

宝永六己丑年五月

年季亦有一季居し奉公人を請て之を引城
為段之流法人主馴合暇或外給人と
立換並奉公人之外は有付不情有
敷

宝永六己丑年六月

辻もとりて為之用

宝永六己丑年六月

町方ニ抱ひ女坊締掃と名付隠主外に老し小使
停止之

宝永六己丑年六月

牛車数多引續ふ申召成明々往還し障ニ成
候り可成

宝永六己丑年七月

狂言芝居控良狂言ニ出さず亦髪切三少者本
換町堀町子共ハ及申役者又ハ和人手多段難
川者一切外に出り可成

宝永六己丑年八月

覚

今夏は昔持掃り銅瓦盗取段商賣あり
安山系より揚之印和銅瓦至外何れも
物一切賣買仕り安方お銅小處子届之
後新古より凡銅瓦並板の手切く
御之玉込持

未賣申者あるは、直に妻に召連の許を
改む對買取し又右ふ物類は次在方にを
中の如し々露殿より向ふは急なる事と
申付し此等町中より取納せし

正徳元辛卯年三月

抱女賣女望差五召ぬみ并過る事賣女之集居
り至停止之

正徳元辛卯年六月

抱撲取を抱至角力とらせぬが丸中定火

事之為義あり者抱角力とせしめりて抱取
し得共町人より保合し召せ用ひ仕

正徳元辛卯年八月

町中より賣女被隠し取中 形爰方にせしり停止
之

正徳元辛卯年十二月

覺

秤し直取しぬ取増向後者捉付 五女五名死に
賣後被復し取取しぬ取増しり此等町中より

残の編知も

正徳二壬辰年三月

出留の奉書人子建右付中

正徳二壬辰年三月

覚

樹の束根を八分お増向後を斗樹を扱付五
又八分宛を外大小の樹を扱付五
若くは付付尤給て樹根に扱付るは此等河
申の編知の以上

正徳三癸巳年二月

一 一季屋三奉書人男女共々三月廿日限に歳奉書
この差出并判債銀料の外奉書人共は一切むさ
ありけるは奉書人仕召

正徳三癸巳年三月

櫻もあつた由
新奉書人の其訴書
川原の冬停止

正徳三癸巳年五月

條

一女之衣服白今以後巾袖之表きりし付之
上之服用之物を代限五百匁を限下石以上之用
四指と四百匁を限之を餘を三匁匁代限夫より

高直之物一切之高直者之

附女帯之類を外何物よりきり此例子准

し之價を倅くし高直者之

一女之衣服袖細くし下把八下直之物
ぬい扇子あそふお徳之物細何よりし者者之
の共一切の仕おき

一帯女之衣服よりきり自今以後或は珍貴者之

此らき織物之類一切仕おき

右近年以来女之衣服種々法拵反其上長鬘表之
末小織物糸類絨絨縹席子漆物等之付る代も其
之價以外高直しを以て付るし付る法制禁之
下之の帯ハ衣服之下把絨差巻一全無縹法席子
之代限斗之は法定之通之今小振仕或は巾袖二
三之價裁合て之表きり之代限として或は既
や新髪澤色其好し仕おし都而此
子之あはれ若自今以後何よりしは法制禁之
之違犯之罪ある事おひし下之表及重科子
あはれ之縦何よりし法禁之と云ふ其法制禁之
共うけり子及のれり之起子細之控有之ハ

早速所奉以所証出之由決之但世層事之

正徳三癸巳年五月

今反女之衣服等之事決制禁之次分其後凡
其にお弱小越能く令承立自今之存古者類
云と決制禁之小袖巾高貴仕(らる)右連
犯(一)軍者之(一)急皮物(一)子(一)中(一)付(一)也
右之通波行出也

正徳三癸巳年閏五月

習之(一)板(一)乃(一)停止(一)并(一)南(一)分(一)右(一)事(一)成(一)凡(一)一(一)板

右(一)一(一)板(一)乃(一)停止(一)并(一)南(一)分(一)右(一)事(一)成(一)凡(一)一(一)板

正徳四年午年二月

秤増五段之寛

一(一)段(一)の(一)之(一)人(一)く

是(一)扱

是(一)扱(一)之(一)付(一)昔(一)五(一)段(一)之(一)寛(一)五(一)分(一)印(一)年(一)之(一)五(一)段(一)五(一)分(一)
張紙(一)之(一)増(一)五(一)段(一)之(一)寛(一)也

一(一)厘(一)五(一)秤

是(一)扱

一(一)十(一)五(一)秤

是(一)扱

是(一)扱(一)之(一)付(一)昔(一)五(一)段(一)之(一)寛(一)五(一)分(一)印(一)年(一)之(一)七(一)分(一)右(一)日(一)断
是(一)扱(一)之(一)付(一)昔(一)五(一)段(一)之(一)寛(一)五(一)分(一)印(一)年(一)之(一)五(一)段(一)五(一)分(一)右(一)日(一)断

一 綿秤

是提付昔五限六分卯年分五限八分八分
五り

一 大引通綿秤

是提付昔直限九分卯年分五限拾分
三分

一 大四秤

是提付昔直限八分卯年分五限拾分
二分六分

一 中四秤

是提付昔直限六分卯年分五限八分
九分五分

一 小四秤

是提付昔五限五分卯年分五限七分五限
不及

一 斤木三拾分目掛

是提付昔五限三拾分卯年分三拾分
三分

一 斤木廿六分目掛

是提付昔五限廿五分卯年分五限廿七分
二分

一 斤木拾分目掛

是提

是提

是提

是提

是提

是提

是提

是提

唐挺一付昔五限十五分卯年卯年五限十七分

一千木拾五目掛

唐挺

唐挺二付昔五限十五分卯年卯年五限十四分十
七分五分

一千木六目掛

唐挺

唐挺一付昔五限七分卯年卯年五限九分拾分

一千木三又五目掛

唐挺

唐挺一付昔五限四分卯年卯年五限五分增五
限一分及

唐挺二付昔五限三分卯年卯年五限五分增五分

右同

秤並限之儀向後右張幣之通女以之百此与町中
可取納之

正德四年甲午年二月

欠所人主人より届者之早速尋出月番之書
江可訴出

正德五年乙未年三月

欠所者主人より届者之早速尋出月番之

妻和江可訴出

享保元丙申年二月

覺

一町中出火之時定火消之面に馳着るも火事跡迄
全火消の妨あり家建之お返に佛心根上
佛も難儀の由お尋ひ此おに爰之招致申付且
又町中者其序に申合出火之事ゆへ近辺に軍
早速寄集り打消の振に仕火消之面に馳着るハ
其場氏立退凡下之取ハ心根江人成差至飛
敷

一町より水溜桶も無之水不自由なる火消之面
に難儀の由お尋ひ是又急なる取付申
一火消之面火消の事其町に所より消口に札
を建の事自今以後の為是月由て取付申

享保元丙申年二月

附火有之沙汰五更の夜更遅の者拍子木を
町切送り何やしき者なるゆへ捕て申

享保元丙申年八月

諸日用し者札紙にて申

享保元西申年九月

十月朔日分中書差置置の申并十一月朔日分昼夜
共差置置過書中書火之用心お獨て申元日月分
根差置置主申中并手桶中海桶のあり様子にお
并及急要のハ高下を並し海邊掃除の仕

享保二丁酉年正月

西の所火有之沙汰をすいしとて丁切に拍子木に

享保二丁酉年正月

覚

頃日ハ風立波く出火者三ヶ所早竟火元等所法
波小故出火も有之小等にお觸れ通傳分火元
入念電桶お消出灰を入る事お候望を申用子
いし裏に止し切お迫り火元一申付小此旨
急度町申のお觸れ人

享保二丁酉年二月

日用社今及本所等丁目庄兵衛店甚務に
申付小外ハ前日分

享保二丁酉年五月

林増取帳之覚

- 一 五升枿 代限三十七文七分
- 一 七升枿 代限廿九文
- 一 五升枿 代限廿三文
- 一 五升枿 代限廿五文
- 一 五合枿 代限三十三文
- 一 一合半枿 代限三十二文
- 一 一合枿 代限三十一文
- 一 一合枿 代限三十文
- 一 一合枿 代限二十九文
- 一 一合枿 代限二十八文
- 一 一合枿 代限二十七文
- 一 一合枿 代限二十六文
- 一 一合枿 代限二十五文
- 一 一合枿 代限二十四文
- 一 一合枿 代限二十三文
- 一 一合枿 代限二十二文
- 一 一合枿 代限二十一文
- 一 一合枿 代限二十文
- 一 一合枿 代限十九文
- 一 一合枿 代限十八文
- 一 一合枿 代限十七文
- 一 一合枿 代限十六文
- 一 一合枿 代限十五文
- 一 一合枿 代限十四文
- 一 一合枿 代限十三文
- 一 一合枿 代限十二文
- 一 一合枿 代限十一文
- 一 一合枿 代限十文
- 一 一合枿 代限九文
- 一 一合枿 代限八文
- 一 一合枿 代限七文
- 一 一合枿 代限六文
- 一 一合枿 代限五文
- 一 一合枿 代限四文
- 一 一合枿 代限三文
- 一 一合枿 代限二文
- 一 一合枿 代限一文

右場一丁酉年五月... 有るもの... 此方町中の丸廻り以上

享保二丁酉年七月

覚

町中日用取小者... 前之月之札... 借家店借り之日用... 仕立名主に... 面を以日用... 用かを記相止...

除て申付若之札より日用の紙書、者も通に段迄
如く家主とて可の紙取山由比与町申の在候
山以上

享保三戌年三月

諸日用札涉向後是个月迄付三十山涉てお
之

享保三戌年四月

留守居之者如と起、お山に即渡成方り一紙書
他附に書候

享保三戌年四月

出智之奉公人早速有付と申

享保三戌年四月

覚

町中店借之者留守居之者如と起、お山に即渡
成方り一紙書、出火七有之火之元庫
未成は形も届、与向後、所成に決定日前後
了不及申候、お山に即渡候也、と火子紙

おし換單有居し其之者共ハ其家主に其家
主立合火元之候に仕進とくと見届ケ他相
為波山標の候に侍自序之及右に候に有御事
有之出、商人と及申家主の人組名主迄急
交報交下申付事

享保三戊戌年五月

町人男女衣服之儀前々七五匁の相共其儀より由
示此旨を別々様揃あり下者お迄不心候付し
振にお穿下儀のい河人并召仕男女共、衣服之
相候御事申付候に御見合迄申付申付申付此
与町中の觸知之人

享保三戊戌年七月

水野和泉守殿御度

火札紙波張の者只今迄ハ預ケ重山相共向候を
其者控交事七五匁之儀に於て重山の儀是用之
候尤宛儀申下申下振らる候に上

享保三戊戌年八月十八日

覺

一唯今近々日用雜物石所是丁目庄兵衛店志
藏法原依頼差免之今度日比石河家持舟
夜涼右邊一淡草黒舟可家持伊努屋之八郎
日用雜物付下而断之有之者口手木之者持込
日用車力并米煮加子之者原之外諸日用之者
共布石町三丁目合取正年札成元日用札之者
共差為分付之仕但札淺之者ハ是月是月是月
二付三拾文之毎月九板之ヤ

一町中春米春之抱五斗米春之分是々年半奉店
之奉主人之拾別之月切之波佳中者七札を取

一柳町中
日用之者其取之札之腰之付の強おし但當能日
用、出山若も拾別之

一諸日用賃限之儀並之定以外、少く高五斗仕
多敷山尤火事風雨之節たて、不足儀賃限
上ヶ中百敷

附方之日用法原之者共ハ日用札に強紙焼
付日用之賃限承在通、九字札有之の
者ハ一切を中百敷

一公儀之儀善清お、諸日用札を、お、よ
くお、や、向後之日用札を、お、お、お、

一廣成八月分札淺十新日用社市に在後了中事
右之強所、右主家主改吟味其油以て中付、若
九背に於ありて、遂に穿鑿盡多友に中付之

享保三戌年十月十八日

水野和泉守殿迄

町申出火之節向後火元近所し町人数子連
差おし陸分格相し消て中町人数清是山に
足火消あり其何人数之儀差五消き廿中答
お小之節火消し人数に對し争論を召致候事

但町申出火之節町方より同心差お町人数

清し山振子九階下し掃之儀不

以上

享保三戌年十月十五日

覚

一奉之者其お付れ中町人数ありて右弱山得在令
以加之お御小已十竟奉其共八口共未熟申付
其札之者多あり故お山向後等既其を子及申付
交方抱考町中人月雇十日雇お近八口既其方
分給る名付帳面日用九口差お札交お請り日

用性差高を請て中山差上控令速有之急
交り申付小右之紙七書付申入口既申之御知
一常火消忍辨火消方之勤山抱者申人との
入口日用御申札請取落之申座了申小右之紙
何角給安申申一日用札更取申申海指之旨向
後急家入に者札更取申申に控て仕小日用
札改之強お山百手札更取申申に控て仕小右之紙所
に名主家之改修味之御請に申付申
一諸日用者札請取落之候札既書方分取降有之御
二小右何之家に方より御味仕札請取落日用御申札
有之御味仕申付申
右之紙御申了御知之

享保三戊戌年十一月十九日

先以出火之旨欠付之候在御小申何日七能合点
仕情申之候是山由申御申有来二月迄自身申
申着先申免不申不火之元お之候在候之申
少着此之旨及欠付御請取落之旨申出火取指
之山に之旨申之候に改急之旨自申申申申
申付申御在御申之旨何七申合候之申
在之御在御申申火之元之候入念出火之旨申

唯今迄と通世油分欠付地分情出た事此等
町中子然人言の故に編以上

享保三戌年十月

戸田山城守殿様

此成し節は出火の事

手鎖五十日

火入南人

同 三十日

火入南人

押込三十日

其町月行り

同 廿日

其町五人組

右三通向格下段中付

享保三戌年十一月三日

有馬兵庫比殿様

町奉行

町にお火の事候に付此度組合を撰下右を繪
寫朱引と通し火元を決定しとく風上少所
風浪在右河原より先達を有編下通不達を付
消面々中々右決定方所より欠集不人数候に
是町分三拾人より減三十人より多お少なる
爲手次分以外分む人数候に三拾人より

多小出 中野敷 人数出 小海島 出火 之 爲 之 也
山好 之 在 之 通 之 有 之 得 之 風 下 組 合 之 外 之 所 分
ハ 火 元 之 人 数 之 出 之 組 合 之 所 切 之 之 風 節 之 急 之
之 其 集 隊 之 中 之 組 合 之 外 之 火 元 之 只 其 集 隊 後
望 母 用 之 之 仕 事
諸 火 消 人 是 之 候 只 之 近 之 通 之 其 心 好 之 但 是 也
火 元 之 之 只 其 集 隊 之 中 之 二 三 所 之 前 之 候 之
始 之 之 其 集 隊 之 中 之 其 集 隊 之 中 之 候 之
左 組 合 之 候 之 心 引 之 今 之 委 細 之 中 之 之 候 之 其 集 隊 之 中 之
之 中 之 候 之 上 之

享保三戌戌年十二月十日

井上河内守殿

町奉行江

附今迄所言之所切、附火消滅之候、上之附段
に在渡消滅之候、山好之向後所奉行之所切、
者火消滅之候、山好之向後所奉行之所切、
安部式部山川安部之方、之候、但之者、也、之
捕又之候、出火之付、斗吹、吹、可付、惣、辨、論、議、之
苗式新、安、之、方、之、中、之、候、之、候、之、候、
盜賊火附、改、替、改、替、之、向、後、式、部、安、之、打、込
之、仕、之、五、初、之

右之趣より武部安太夫に御座候事
其方お心細く指し井上河内守殿に御座候事
以上

享保三戊戌年十二月

有馬兵庫殿様御座候事

河内守殿様

覚

一 火事甚之者火事防に御座候事
心得起所人足之故を治為火消し
御座候事
申小尤是所之火事之御座候事
近下出火有之御座候事

享保四己亥年正月

井上河内守殿様御座候事

河内守殿様

去冬沖田豊大上河内守殿御座候事
清宗火災附言同座候事

中野山故所也仍之久者其捕山日新之候存
為佐藤氏浪山拾取波下之
右久右妻の江中後山路外之町申名之在 江成爲
獨知了波中不以上

享保四巳 亥年正月

井上河内守殿書後

可事如左

覚

向後火附申者數人ニ之捕小共佐藤氏員之負
數城附小者多捕少者少之 其ノ即佐藤氏員數
之者佐藤氏事

以上

享保四巳 亥年正月

神田堅大工所名主江可中野之

此度火附申後所出之遊之及い山を流如公者之指
之念百を定 申外より申知山々 一可為城 取小百 孫千油所
捕之在心好之申小
右之通之波申信小

一右名主の如斯中候以外、町中者之共、
十為獨知之法中、以上

享保四己亥年正月

井上河内守殿法後

町奉行江

覺

火成附小者、重科人、同類者、訴出
以時、其科を、按長、及、法大法、
火成附小者、見、者、對、法中、
ハ科、
教、
及、
仕、
江、
一、
以上

享保四己亥年七月十八日

覺

於町中辻相撲踊傳止之方前之分在觸不坐口
隈隊相之在町中屋小組之者共五廻一左招之族
有之町中ありて召捕之也了りて之申付少在町中
不残可觸知以上

享保四巳 年十二月十八日

炭井町之町三日三夜更店

利左衛門右仕

忠兵衛

右之者炭井町之町三日市裡之兵衛同三之在更

可成印海一久兵衛三郎右衛門一歳火成附て中右
認右之人の家之前に居文付儀詮議之上丸野右
之科よりて町中引廻一死罪中波好町前之火
札或張火附屋之と居文付者之右之通海好也
此方町中より為申付也

享保四巳 年十二月十五日

井上河内守殿法海

町奉行

本郷山子目家傳

平四郎

右之者一昨廿三日 津成川処出火付平四郎
初名主月坊子五人組迄決定し通過急中付小
得共小火之事り官火元是人斗迄急中付之其
外之及其儀山重百七二三百餘焼七指之山を
右定山通過急中付小一斗斗之小火早速而
之者集消る小分之火元是人斗右定山通過之
急中付之其外を拵置之山向後不及伺之右
之通所事り取他略之申付中以上

享保四巳 亥年十二月

戸田山城守殿様後

町奉行様

岩井町是丁目三石歩の店

利石歩の召仕

町中引廻し死罪

忠兵衛

忠兵衛侵火致附之申告落文仕山存合取在
通法仕置子存り山沢町人共七存少振之可波降下

享保四巳 亥年十二月

水野和泉守殿様後

町奉行様

覚

本換町明地新橋明地藏建床為所新兩下吳
より改申付不本換町藏地誦先よ本戸を建不
依古寺用、可付不河岸通道路付了重小藏地迎
、而藏入、並小者をと高て中、右と外何事、
よら凡人集お仕高廣為段中、右と外、
付虚可も出未中々急反、五塔山上花地を、
上と申小仍之、就地近迎、掃是々、
し、山、依を、差免して中、
右と起、了段中、後、山、上

享保五庚子年三月十七日

出火、即火元之所、者、人数、并、三十人、外
、七、猪、手、沼、井、早、連、欠、集、消、了、中、
朱引組、合、之、所、人、去、一、年、お、極、下、後、並、小、連、誦、お
心得、繼、火、元、之、隣、町、こ、り、と、つ、小、共、寺、町、三、拾、人
、之、外、三、拾、人、之、外、出、し、中、右、外、
右之、旅、古、守、了、中、小、右、之、碓、山、儀、お、好、共、火、元
、右、櫻、下、町、人、足、欠、集、少、召、此、方、有、右、連、掃、急、反
、右、心得、了、中、小

享保五庚子年三月

戸田山城守殿様後

町奉行記

寛

町中、徳持女差置不者前より停止之處に候
あり不し、持女抱立、波高常式不し、持女と
申合、持女、故、差置し、於、原、高、常、波、者、有、之、上
し、五、才、五、石、山、自、今、組、者、解、束、一、廻、一、又、新、去
原、之、者、共、之、以、改、之、也、且、捕、持、女、持、之、上、勿、論、其、家
主、共、急、之、成、中、付、小、組、持、女、持、件、百、茶、尾、仲、百
、以、共、持、訴、お、之、其、科、を、の、免、事、

一、新、去、原、之、外、江、戸、町、中、に、持、女、之、持、人、人、主、共、之、立、又
有、之、趣、望、お、心、得、向、後、名、主、五、人、組、逐、次、味、町、中、に
持、女、居、置、中、百、浦、山、於、お、有、之、其、不、之、名、主、五、人
組、急、之、成、中、付、小、組、以、上

享保五庚子年四月八日

子四月八日公事外呼出

元幕所河兵庫尾敷

名主 市郎兵衛

神田佐柄木所

月 弥太郎

平右衛門所

平石街

佐久野所三丁目二丁目

仁花橋

木浪河會所

太郎右衛門

紺丸河山丁目橋所

勘兵衛

右名主共呼申後川之先達而後用代之上り
 面之支配所為地之河岸並為近所之火移山安
 手物改之居並下町敷之与流文述中付五山
 積立山由在明地之其外火移山竹本茅新才
 有之山之付流吹鳴山其水之居並山子之
 在理 南台河岸橋之内並山由中付在先
 達与流文者之上之南台之事之並並町敷
 山中沢野之山流文之通多居山可付不付其
 在先令用控不重之好山之役人或通一
 後着少之好山之明地子居並山の之山
 上山藏地也且上居之五人組通多山可
 付山向後之山在河人其能之付流文
 並山探町年高に中屋又
 右之通 河台明地之市本新才積立山由 付有馬

兵庫御殿に申上り申す町人共申渡す事召呼奉
右之報て申渡り四月七日流中付今日呼奉申
渡り

此外自是役控少人者も此地にも新積金
召之申付同十二百呼奉是又回報申渡り申
寄方多禮文元事申渡り申渡り

右向後進らるる役人共八町進らし力口心見
進らるる一月は是雨交五進

流中申上り付兵令八町進を申儀惣神元流祀
此方申上り付共前方何事申す事申付相之振

此成成員申由流申上り若四町進り流申上り
昔は此地は此上り付たは四町進りし御方

右明地進中の仕来とくと書付認て上り四月七
日流中申上り付同九日四町進りし後書付上り申

上四町進らし不時に流中申上り明地見進
りあり外に力付是今日進らるる進らし概

と流下知れ流申上り

享保五庚子年四月廿日

有馬兵庫御殿流申上り

町奉行に

町中寄流し事申渡り或は流土家共流家根

仕の事も今迄と改まるゝ山振も山向後右
之類善清仕成と存少者との為勝手山早
竟出火と節防とあり又ハ火火と云ふ
有右の外との宛候山は是又勝手山也
了

享保五庚子年六月

覚

於河申过 在播磨停止と云ふより五 弱山は
口根候振と云ふ不仕山也と云ふ其云過 了
可候知候以上

享保五庚子年八月廿八日

一 火防場より人救候立待更山即拵別風烈一
人救候事不足其云云 了
下之組合人救呼等加勢為度了申上
一 風下又と云右之組合人救呼等即之火前も
積り少と云右氣を引て但候呼等可成候事
一 左抄力之候と大概之儀と云呼等可成候事
山尖角一組と云右心之時呼等可成候事
此呼等可成候事人曰心人云了申上

了

右者取調の上五條の地

享保五庚子年八月

水野和泉守俊成後

町奉行に

町方ニ火札を引張札申有之山得を其下より申
お次味有之山得共早竟石を先口致候を申
申之欠る候偽山得申山得自今を張札申有之
山得何事... 申事申有、并、申及不条其下之石名
召掛候申有中山得又焼札申有、申右云立らば
山得或宿村野老之山事一切為校下申候
右山得之儀申有為立下申内申者山得南
人五、申事申有、申申之有申連山得為校下申
山得上

享保五庚子年十月

杉村所廣小治、申之申之山得申連申候申
付山得十路火除を為之山得先事申有申方
申候不短不其其心得、申次味仕何者右之心得
：申之波字候不

右三款 戸田山城守 及由以上三命子十月八日有被
作後由書存と後及不波成下

右藏地之儀存何觸海一了死やと有了無摩院
取由中守山月地之通去付是法月山所觸
二之及月後山新書一之書面之通之去心得中
不之由申山月地 町觸之と不及下

江戶中守之明地之儀建之自今八之申付
山之由共可授伏之山久之通以味之申付山月地
指之款斗之申出儀之藏地之申出申之及下

享保七年十月七日

井上河内守殿清臣

江戶申所之明地之儀建之儀自今八之申付
物共可授伏之山久之通以味之申付山月地
斗之申出山儀之藏地之申出申之及下

享保七年寅年正月

戸田山城守殿清臣

町奉行水

松平町奉行

桑外科

松本忠直

白丁月七側

醫師

本康碩庵

同郎

儒者

秋生忠七郎

松石河寺町月

永井宮内支配

谷辺道伯

同丁目水例

金田用階守支配

住吉内藏之丞

享保六年三月十七日

向後出火火元古火不申小節吹味之者共牢
舎之及申儀家茂呼出之吹味之上
七火不申小節八及方共之同振之申付之令廿三
月十日戸田山城守殿波作後小
右之通流口上之波作後申付之令未之令火見
合書面之通記申小

享保六年三月十七日

於伸之召仕令面之水野和泉守殿波作申小
之出火之甚火清集山々子之門城吹之内入為
清之申之五召拾百長尾之令七候失之令之令

不及を急ぐ事場所に延書以後目付使着し
内に月敷書付の波屋おと波作す
右之後に付同三月十七日水野和泉守殿波作す
ゆて何方に上りしゆて山名右に延るる事
二通り波作す

一翌十八日中山出立守屯内密令に序より町年
寄共申渡して右に延る何方に延る事
外より申渡して町年申渡す
おと波作す
右に延る事
中山出立守屯内密令に序より町年
寄共申渡して右に延る何方に延る事
外より申渡して町年申渡す
おと波作す
右に延る事

享保六年三月十四日

有馬兵庫左殿法中

中山出立守に

出立守に申渡す事
用は仕立月十日代改出立守に申渡す事
共百敷打し事及由有馬兵庫左殿法
申渡す

享保六年三月

町中不_レに附更_レ有_レ之_レ由_レ去_レ少_レ官_レ隨_レ中_レ令_レ捕
奉_レ好_レ不_レに_レ召_レ斗_レの_レ強_レお_レ山_レ經_レ捕_レを_レた_レ以_レよ_レと_レし
不_レ苦_レ少_レ官_レ怪_レ愛_レ存_レ少_レ者_レ有_レ之_レ以_レり_レ可_レ老_レ意_レ意_レ是
又_レ臣_レ捕_レ其_レ不_レ多_レ案_レ今_レ可_レ改_レ味_レ山_レ若_レ不_レ之_レ種
改_レ味_レ候_レ有_レ之_レ以_レり_レ其_レ好_レ不_レた_レり_レ可_レ也_レ与_レ可_レ獨_レ知
是_レ

享保六年 丑年 三月

町_レ方_レ不_レお_レ火_レ多_レ之_レ指_レ召_レ程_レ候_レ夫_レ又_レ之_レ隣_レ家_レ改_レ乾
燒_レ山_レ其_レ太_レ多_レ救_レ起_レ之_レ以_レり_レ可_レ也_レ不_レ及_レ不_レ右_レ指_レ水
此_レ候_レお_レ、_レ其_レ因_レ付_レ五_レ吏_レ當_レ之_レ内_レに_レ召_レ救_レ書_レ付_レ之_レ是_レ
お_レ、_レ不_レ召_レ救_レ拾_レ召_レり_レ多_レ少_レ之_レ只_レ今_レ近_レ之_レ週_レ也_レ急_レ下
申_レ付_レ多_レ也_レ

- 一 沸_レ成_レ日_レ出_レ火_レ者_レ之_レ由_レ亦_レ右_レ日_レ斷_レ之_レ也
- 一 出_レ火_レし_レ其_レ屋_レ者_レ之_レ由_レ亦_レ只_レ今_レ近_レ子_レ津_レ人_レ召_レ也
山_レ好_レ其_レ自_レ召_レ之_レ十_レ召_レ内_レ外_レ之_レ出_レ火_レ之_レ見_レ白_レを_レ
召_レ救_レ候_レ五_レ改_レ之_レ申_レ以_レ然_レ其_レ長_レ短_レ候_レ打_レ不_レ也_レ之_レ及_レ
之_レ事_レ

享保六年 丑年 四月

諸_レ拜_レ千_レ拜_レ新_レ古_レ之_レ不_レ限_レ修_レ復_レ等_レ付_レ事_レ内_レに_レ可_レ振_レ用_レ候_レ後
堅_レ仕_レ召_レ爰_レ止_レ此_レ候_レ向_レ、_レ其_レの_レ右_レ觸_レ之_レ以_レ上_レ

享保六年十一月

町中より出火し節水の手要敷有之りありて
向後家主五人組常之段吹味重く迄平生蓄の水
之外何桶より凡水を入立出火し節水出持出
の桶も付小尤風烈し時より名主見廻人念了中
付小
右之趣急参りて右心得此方より七人故お廻り
若右背小者而之ゆり家主を勿論五人組上
之急参り中付小

享保六年十一月廿九日

水野和泉守殿

町奉行口

町奉行所三丁目

家主 十名

万助火代付の事を主人等六名心得小之願お返
し付為速應災旨而限し内を以捨救とら多し致
申小

右町屋浦之台旧隔十日出火し節水之節山坊
火元近辺に不及申隣町之儀も重る決定し廻り
速火付消留し申お等之儀及大火の事申付お
話より成致し五町小故之地面波 召上り代地

と進み可丸達 舟申渡川岸 向く水渡可致交水

享保六年十二月

西河岸吳服町本材木町等丁目より目録本限町
本石町迄今度明地、成小等々至所人共在船
山形有之目今火事、即火移舟山形舟可渡山形
舟有り難在る方、お船中付舟通中付山形此
日後火移山形北面に去る若し舟定山形
町、火之静まる候小舟夫日本橋際南之本船河
舟山形裏河岸西へは堀端の所、舟本石町等
丁目今日甲丁目南側迄東之伊勢町通都此迄

この町、向後火事之申何方にも在る火取一候
立山も之を所、立山山形可寄い、一候火移
舟山形標直舟之方、心得て申山形之免前座
申渡舟也

享保七年寅年正月

舟下町一丁目

土車馬場

日町

法蓮堂大工

中村治太夫
早川助右衛門

町所
瀬沼方

高井伊勢

医師

栗本忠次郎

鐸声

奈良七郎左衛門

町所
三月廿日北側

役者

進屋権左衛門

幸 忠四郎

葛中丸ら兵衛

山田甚助右衛門

右所見交之分目編十日出火之節凡列之七十四

ど由火元近迎て所及申隣町之儀を有る由定し通
早送欠付消る事処之儀及大火は仍之為通
急地面に上代地へ追ふるに近き事申後中向て
此丸流し可波取れり

享保七年二月

自今火事之申町内は波飛火焼立るを一所
の北上各先達之書付を以申後此処右所分難
事十者之由共難事所申之儀前し通の由
心得小此上飛火之儀極く申合ふ所申事之由
火之波神之書清もいり右互に吟味仕る波僅從

此之上七取川世之四々打控不主于建之一
而右之股の所却然之志願を公候に取
上之右之有之旨を方一の取心得小

享保七年寅年三月廿八日

非人 定印

非人一万石助長左之少左大或狭之主此或見右
し子建所出付与為法廢員欠所限之内子建
限十枚とらせ申下

享保七年寅年三月

戸田山城守殿法後

可事奉行也

招右掛つて下非人

引廻し此罪にて被中付下向後大或附以台燃立不
申下右之趣への被心得小燃立の火罪にて
被行小

非人長右少左此大或狭也者

一万石助

享保七年寅年三月

前之十九日通出留小奉立人御之浪人之旨
市中自發山三月廿八日下殘奉去之旨申下

苗病又と無控子細し有之 右に日限を過し其
我支配し名主にして申由山並又不持成清人人
有之殆全成清我奉公人にして不有後山に付病
氣の中不有物又と名主所為成山由五年不有玉
控小其河に名主若五人組逐吟味不持成清人
人知由之山に月義に事不に申由山外
右知由に名主五人組の成越成小清人之依親
類を及申由對を以勝手次才に成
右之趣町申支配し名主五人組入念成改望
左字不報に可觸知小

寅三月

享保七壬寅年七月

火事し節下し明地又と往來成堀端に諸凡
具一切持お召成山前と成觸少成今以不有止不
届し山丈に付自今若持出成主成今と主不
と打破り控小に控申付の召直と此多急度成心
得る申由仍と前廣觸成知主と之

享保七壬寅年八月七日

戸田山城守殿歩後

所成平好成

近中江八地車大八車牛車引又八十為駄成附

之馬子とて我儀あり、神宮内後七條に之
飛急友お鶴て河中山七年己未申年四月車
船不之儀、付弱有之、此趣を以て、御同小
一、
向後、片付標了管仕、
以上

享保七壬寅年八月廿日

戸田山城守殿様後

町奉行

覚

牛車大八車地車并着成付小馬引連、以後往
来之障、不在成、扱、
日、
有、
少、
之、
其、
人、
以、

寅八月

享保七壬寅年八月

一於河申隱一托女法傳止と方前と成れ觸知
今以ふ止と届玉授ふ自今臣捕山々起と
通申付多と有之也

一隱一托女改商賣小者店中居坐の其屋
変并家材共
公儀に取上る申付

但托女商賣いさし商人を家財所持に上
百日し手頭なる取付に違隔りし封印改

一地主を以て死在家主斗差出共右日所

但家之ハ家財所持に立下りし手頭なる取
一取立隔りし封印改

右今日より三十日迄小々役人并新去来者
取廻一托女商賣改小者改臣捕山々右三通
て申付不然共其節と取より吟味し上托女持
小商人を死罪流罪も申付家主五人阻を是
又其節と取より取准し重り申付小多と
有之山官其方取心得申の觸知と

享保七壬寅年十一月三日

戸田山城守殿付長

町奉行様

寛

火付の者召捕申奉付下りの事
火付の者之在りを知る子速訴出願せし
右之者有之ハ此度取立として此限子三振杖
下り申す一たし同類よりとつあとも料を
申す此度取立下り申す一あはれき者ハ此
り共長連未下り一若火付の者取立見のり一
のり一仕進の者取立見のり一其科重なる事
し人

寅十一月

右之通今公日本橋之札建の旨武士方召仕
下りしは此趣申合何や一とよのり一此捕
おし給て候事納以上

享保七年十一月三日

覚

折所申自今手あやまち有之も南人子連声候
立下り者ハ五知らぬ清海下中山家内斗ある清
申と存迫りし者ハ志らぬ及延引候事
然又三家内斗ハ沙汰を清海及延引候事

知少其其不我以急なるに急て中付あり

但附火つゝゝゝの者も勿論其捕り出煙致す

ゝ者指之ゆゑに慥に其召連り出火は又

出火届に倏小火に今自今不及届十百餘に焼

失ふりて訴出小出今迄に廻家之五人組

大抵中出小に及ゆ事

右之通を扱小六附火木ハ勿論おゝの手阿や出

ゝるに隠し申報可々裏に并昆仕事迄防て中

守り出せ

享保七年十月八日

覺

一前之茂右編山知事札今日用取山者者三由と届

小山寺院入口清原者并諸日用取山者共王家

主法に吟味仕事御断日用座より札清取購に

付可強出小勿論札除取席者三由家主取吟

味札取席に取後了り小尤札除を日用取席に

月二無席取後了り小

一云儀に生著清字并諸人は清原に者共惣白

取方諸日用清原に者火清考中人に分入口

に者共日用座に羅城帳面三付諸事日用金差

取取清札交取了り小

一十日雇世々雇月雇武士方所方一様お山七
の若れ更れれば改違常山の由所ありし事
れ之後より及申日切込山々等違、れれ殆ど
可持可休小
右に強可く名之家に改吟味自今等れし者有
之山然又もれ役淡在滞者相之日用症あり中
お山々逐に牙齧急度及中付山以上

享保七年

出火者之山節都る所屋山丁内外之武士屋敷
江向後所人は駐付防小管之改改山打込消防
て申小此照所申に申町奉持てお達山町屋
山丁内外程に武士屋敷に在達山山石川近
江守殿波作山百法継支配に面、町屋二丁
内外、有之屋敷、江流縮て波、山以上

享保七年 寅年 十一月 覺

前之夜お縮山通出火之即風七有之時を風下ハ
云々お及風照とありし手前之火元お用心一
風下と申ハ危根と上人を七差立飛火之用
心を了仕し取込来て諸及片付小町にあら

此家之建之板敷引物未迄十けつて持出の支
交仕小故手前ヶ出火成出来上何くは及前
云々及法極端此門下紳形の内迄七種く物
持持をて五火消を始立退小若紗其下往來
之迎送あり山振之既成山此お趣以て外より
至山自今日後ハ出火之節外より火成出
亦て凡下より飛火之障も少仕家及ををも引を
ア持運山より持出之を急な物より持を
少く之種より其所の名主も成るべし此法を
既成るも此台町申に急な物の五獨山以上

享保七年寅年二月

覺

前之茂五獨山通出火之節飛火有之時も風下ハ
云々及及風振之亦七手前ハ火之成用心し飛
下之亦之と危根と上人をも七層無飛火之用心
成可仕之亦を末に法道令信付小此も何
此家之建之板敷引物未迄七を何し持出の支
交仕小故手前ヶ出火も出来上何くは及前
云々及法極端此門下紳形の内迄七種く物
物をもて五火消を始立退小若紗其下往來
既成るも此台町申に急な物の五獨山以上

自今以後を出入し節の外にあり火災出さず
ハ風下なる飛火に防むに仕家及倉庫も引取り
し持運死傷すも損者之も急な曲事を行は
斗ふに務めより其町之名主と誠意に取付
たすく山官比旨町中に急な一火禍山以上
右之趣前に及右禍山久今以隈に成し由お
山は已後急な火事の中も急な取付も不
主五人組名主迄可為城山条置十二月廿
町筋中出

享保八癸卯年二月

去十六日火事之節西之尾敷より火近キ所
情未手寄人数少くも他人救苦町人数も
お越清海山坊にお有之も其に付書付し
差お既支配有之西ハ急な取付書お
且又自今何方に火事も右三通波五心得書
付可波差おし火事も急な取付書お
苦山以上

享保八癸卯年二月

万石以上并寺社揃ふ中山万石以下之西ハ大
名分は集人数并所人は集山人数有三山ハ町

奉行有令申出共六人之者差見次方防并清
申出各心得申出申出石川近江守殿
作事

享保八癸卯年三月

此度本所吉田町分怪敷者之由之原七与申者
成后先訴出申官遂詮後申火附之申出仍
之直与決定之通吉田町三郎兵衛之申者
法廢美之浪三十枚申出申出又右等町之公役
十二月分至町下波尾火申出申出又七怪
敷者民捕之訴出申出申出申出十一月日申出

一火付申儀之付高札建申出得共火附捕訴出
以得之其申に詮議申出遂詮後申出申出申出
得申出申出申出申出申出申出申出申出申出
訴出申出申出申出申出申出申出申出申出申出
趣能之申出得詮後申出申出申出申出申出申出
訴出申出申出申出申出申出申出申出申出申出
申出申出申出申出申出申出申出申出申出申出
申出申出申出申出申出申出申出申出申出申出
申出申出申出申出申出申出申出申出申出申出
申出申出申出申出申出申出申出申出申出申出

享保八癸卯年三月

前日申出申出申出申出申出申出申出申出申出

五甲百敷の三月廿日地の子孫奉公に差支りて
申の病又ハ身を擡子細く有之右に口限致
いれ之を支配し名主に申す且又ハ坊成法
人人存者之給存我法我奉公人にも有厚
子付病氣を申す名主又ハ欠所為成法申す
子存至拙し主則名主并五人組遂吟味す
成法人人存者之給三月廿日為申す
外ハ右知山名主五人組て成法以法人
候親類不及申す對を以勝手次才て仕
右之筑野申支配し名主五人組入念右成法
身ハ知の細知

卯三日

享保八年五月

水野和泉守殿後

町奉行

護王寺の音羽町に拙女先立召致し前によ
り法制禁し至今以て止拙女先立既日隠
し拙女夜に召捕し左様有之召致すも仍
之門前所危し残波召上召捕し其後之
申度し右に通寺社奉公に申度し召致す
意以上

卯五月

右書付卯五月三日水地和泉守殿申後波
成山付同日音羽町人共呼出左法出付
之趣申後不同日根津宮永町町人共呼出此
交音羽町之儀永掛申付不宮永町之儀七重
之掛女お差至ふ音羽町之通永掛之申
付百掛女お差至ふ中山根可段方中後人

享保九甲辰年二月朔

護國寺門前音羽町五掛之儀先達之中後小
右之掛お抱地有之者住居之儀手法并之

事之不取所屋之儀之儀之儀成山右之儀護國
寺之儀波申字之儀

右書付卯六月廿八日安反對馬守殿土井伊豫
守之儀後町奉仕儀勘定奉仕之儀兼至之儀

之儀中山出之儀馬本照肥後守之儀
波申字之儀

為助成洋借取 仰付小町屋敷之隱掛
女名金山之儀之儀

一御用お初之者即成洋借取 仰付小町屋敷之
隱掛女名金山之儀之儀借取地主外之儀在也
之料拾之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀

申言教山子

一右之地主之家財家藏共元上且又右地有建
主小借店之分家藏共元上百日之手演之而
隔日改

但拜借地主建主小家他小と七差別

有く元上下了

一右段支配小名主五人組賣女段高賣山南人此
今八寅八月五納小決定書通了中付了

不知年号月日

町中獨身店借者持小出小良錠或古治一既

出小跡小而出火成有之存家主立令火元

と元と見小由為波他出極之仕去成年四

月五納小右之趣急波お守自今小之七風

有之之即之別而入念小家主立令火元改独身

之者持小可出小独身之者七急及家主小在小屈

之火元改改受小之可出小若小屈之者

有之小之小訴出小之急申付小上店立之中付

山子

一風烈發時分八独身之店借八勿論店中持小

出一申言教山子

右之通右納山上火元吟味之家主有之之

五人組之内分早、可申出服分お知山の、五人
組名主とし急度、中付の百自今堅く中合
お守り中合

大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日
大正十一年四月廿一日

大正十一年

大正十一年

表紙の海草

七折三枚

